

答 申 第 297 号  
令和2年12月4日

岐阜市長 柴橋 正直 様

岐阜市個人情報保護審議会  
会長 池 田 紀 子



アンケート調査のための住民基本台帳に登録されている  
個人情報の利用目的以外の目的のための利用について（答申）

岐阜市個人情報保護条例（平成16年岐阜市条例第1号。以下「条例」という。）  
第10条第3項の規定に基づき、令和2年11月27日付け岐阜市行政第130号で諮問の  
ありました下記の事案について、下記のとおり答申します。

## 記

### 1 事案の概要

実施機関は、施策等の参考とするため市民に対してアンケート調査を実施する  
場合において、調査対象者の抽出及び調査票の送付のための個人情報の利用  
が利用目的以外の目的のための利用（以下「目的外利用」という。）である  
ときは、条例第10条第2項第5号の規定に該当するため、同条第3項の規定に基  
づき、その都度、岐阜市個人情報保護審議会（以下「審議会」という。）に諮問  
し、答申を受けた上で利用をしている。

このうち、住民基本台帳に登録されている個人情報のみの目的外利用につ  
いては、利用する個人情報、その管理及び処分の方法等が定型的である場合が多  
く、目的外利用の審査における判断の余地が少ないと考えられる。

については、審議会の負担軽減及び目的外利用に係る手続の効率化を図る観点  
から、アンケート調査のための住民基本台帳に登録されている個人情報の目的  
外利用については、これに係る審議会の包括的な承認に基づいて行うことに関  
し、審議会の意見を伺うものである。

### 2 意見

適当なものと認める。